

別表1 (第2条関係) 理事長の権限と財務担当理事の専決事項

	事 項	根拠条項 (規程)	理事長	理事
1	予算責任者の代理者の指定	第9条第3項	○	
2	予算編成方針の策定	第10条第1項	○	
3	予算の決定	第10条第4項	○	
4	予算の配分	第11条第1項		○
5	予算の補正	第13条	○	
6	予算の繰越	第14条		○
7	契約の締結	第16条第1項	契約額による	
8	経理責任者の代理者の指定	第23条第5項	○	
9	取引金融機関の指定	第26条第1項	○	
10	取引の開始、終止	第26条第2項		○
11	債権放棄の承認	第31条第2項		○
12	資金管理方針の作成	第41条	○	
13	短期借入れ	第42条第1項	○	
14	資金の貸付及び債務保証の承認	第43条		○
15	資産管理責任者の代理者の指定	第45条第4項	○	
16	財務諸表等の知事への提出	第54条	○	
17	弁償責任の有無の決定等	第58条		○
18	会計規程の改廃	第60条	○	
注) 事項欄に記載のない案件の場合、類推できるものについては専決できるものとする。				